

2025 年度からの多子世帯に対する大学等の授業料等無償化について

【高等教育の修学支援新制度】

2025 年度より、多子世帯の大学授業料等無償化（国が定める一定額まで授業料、入学金を無償とする制度）が始まります。この制度は現行の「高等教育の修学支援新制度」において支援が拡充されるもので、**多子世帯の対象となる方は、所得制限なく授業料等の減免を受けることができます。**

以下は 2025 年 1 月 24 日時点で文部科学省より公表されている内容に基づいたものです。今後詳細の公表に伴い変更の可能性もありますのでご了承ください。

■減免額について

減免額には上限があります。完全に授業料が無償化される制度ではありませんのでご注意ください。

- ・ 授業料 70 万円（年額）※春学期 35 万円、秋学期 35 万円
- ・ 入学金 25 万円（玉川大学における国の規定による上限額）※新入生のみ対象

■申請対象者について

2025 年度の学部進学者および 2024 年度以前より在学している学部生

■申請時期について

4 月または 9 月（※）

※4 月に入学した方の場合、9 月に申請し採用となっても「入学金」は減免の対象とはなりません。

■申請手続きと要件について

この制度を受けるためには、本学が定めた期間内に日本学生支援機構の「給付奨学金」の申請をし、審査を受ける必要があります。多子世帯であっても自動的に減免される制度ではありません。多子世帯の要件を満たすかどうかの判定は、申請後に日本学生支援機構がマイナンバーの情報により行います。

また、学業要件については、一定以上の成績があること、あるいはレポート等により学修意欲を確認することが必要となる予定です。大学では、要件を満たすかどうかなど、判定に係るお問い合わせをいただいてもお答えしかねます。ご了承ください。

■支援の継続について

支援の継続にあたっては、学業成績等の要件を満たす必要があります。多子世帯の要件についても、年度ごとに扶養状況の確認、判定を行います（自動的に支援が継続されるものではありません）。

■多子世帯について

原則として、申請時点で確定している前年以前の 12 月 31 日時点の住民税の課税情報（※1）に基づき確認できる、「生計維持者が扶養する子どもの数」が 3 人以上であること（※2）としています。例えば、申請を希望する学生が 3 人きょうだいでも、その内 1 人がその時点（※1 の時点）において社会人となっており、生計維持者の扶養から外れている場合などは、多子世帯にはなりません。

（※1）2025 年 4 月の申請の場合、2023 年 12 月 31 日時点の扶養状況が判定に利用されます。

（※2）多子世帯の要件に該当するか否かは、大学では判定できません。給付奨学金を申請し日本学生支援機構の審査を受け、判定を待つ必要があります。

■多子世帯の要件を満たす場合の所得および資産要件について

- ・ 所得要件：所得制限なし
- ・ 資産要件：学生本人と生計維持者の資産合計が 3 億円未満（多子世帯の授業料減免のみの資産要件）